

福岡県教育委員会 殿

福岡県個人情報保護審議会
会長 岡本博志

福岡県個人情報保護条例第 6 条の規定に係る電子計算組織の結合による
個人情報の提供について（答申）

平成 20 年 8 月 6 日 20 教教第 1357 号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号。以下「条例」という。）第 6 条第 3 号の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

記

事務の名称	全国免許管理システムによる教育職員免許状情報の提供事務
所管課名	教育庁 教職員課
事務の目的	教育職員免許法による教員免許更新手続に必要な情報を、全国免許管理システムを通して全国の都道府県教育委員会に提供することで、情報照会事務の効率化を図り、もって、行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政を実現する。
識別される個人の類型	教育職員免許法に基づき免許状の授与を受けた者
提供する個人情報の種類	(1) 氏名（かな、漢字） (2) 生年月日 (3) 本籍地（都道府県名）、国籍（外国人のみ） (4) 授与権者名（福岡県教育委員会） (5) 授与年月日 (6) 免許状番号 (7) 免許状の種類 (8) 教科又は領域 (9) 免許状授与根拠規定 (10) 免許状失効の情報 (11) 免許状の有効期限
提供の相手方	全国の都道府県教育委員会
個人情報の取扱い	条例の規定により実施機関以外のものへ提供することができる個人情報は、次のすべての事項を満たす場合に限り、全国免許管理システムに登録し提供するものとする。 (1) 全国免許管理システムを利用した個人情報の提供が、事務事業の目的達成のため、より効果的であると認められること。 (2) 全国免許管理システムを利用した個人情報の提供について、行政経費を軽減し、簡素で効率的な行政の実現ができるなど、公益上の必要性が認められること。 (3) 条例第 3 条第 2 項各号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。 (4) 全国免許管理システムへの個人情報の提供について、免許状情報を登録することのできる職員が限定されること。 (5) 障害時における情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (6) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。